第 371 号

きゃっちぼーる

令和 4 年 5 月 10 日

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

前田勝昭公認会計士事務所 名古屋市中区金山1-14-18 A-PLACE金山5F Tm 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096 https://www.maeda-cpa.com/

前田の《ちょっと経営を考えよう》第370回

ゴールデンウィークも終わりましたが、社会情勢は引き続き混沌とし、円相場も1ドル130円を超えてきました。輸入に係る原料・資材等の物価の価格は上昇を続け、ガソリンの価格も高騰をしています。皆様の経営の舵取りもだんだんと難しくなりますね。十分工夫をして乗り切ってください。ところで日本の国内需要不足は17兆円あるといわれています(日経新聞4/12記事)。

コロナ禍で国民の消費も一向に増加する気配がありません。これも企業経営者にとっては厳しい ことですね。今後に期待するしかないですね。コロナがいつ収束するのか、ウクライナ情勢がい つ収拾するのかも大きく影響してきますね。ところで皆様の会社の商品の価格転嫁は出来ていま すか?これも会社にとっては重大事項ですね。

さて、また少し勉強をしてみたいと思います。P.F.ドラッカーの経営者に贈る5つの質問を紹介いたします。少しでも時間がありましたら考えてみてください。きっとあなたの会社が発展するのに役立つはずです。

- ① 我々のミッションは何か → ミッションを大きくし、できるだけ早く行動に結び付けなければならない。社員の皆さんがこれを十分理解し、志を高く持って行動しなければならない
- ② 我々の顧客は誰か → 最も重要ですね。これにより商品の品質・価格・販促の仕方すべて が決まります。
- ③ 顧客にとっての価値は何か → どんな商品をいくらで売るかが決まります。
- ④ 我々にとっての成果は何か → 社会貢献あるいは売上・利益・規模・・・さて何でしょう?
- ⑤ 我々の計画は何か \rightarrow 計画は必ず策定しなければなりません。Plan-Do-See(計画・実行・評価)ですね。

あなたの起業された目的を初心に帰って思い起こしてください。そして再び当初の目的に向かって改善・行動しましょう。

前田の《今人生を語る》第275回

めざめよ日本人 (197)

今こそロシアのウクライナ侵攻から我々も学びましょう。なぜなら他国(例えばアメリカ)が自分の国の国民を他国(例えば日本)のために差し出すと思われますか?少し考えればわかりますね。そして今回の侵攻を見ても他国は戦いには参加していません。命を差し出してはいません。我々日本人も自分の命は自分で守らなければなりませんね!! そのために何をすればいいのでしょうか。

少額資産特例

児島 和世

令和4年度税制改正では、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等について対象 資産の範囲から「貸付の用に供した資産」が除外されました。これは、当期の利益の圧縮を 目的に、自らが行う事業で使用しない少額な資産(ドローン、建設用足場等)を大量に取得し たうえで、その取得した資産の貸付けを行う節税スキームが横行していることを受けたもの で、本年4月1日以後に取得・製作・建設(以下、取得等)をするものから適用されていま す。

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度を含む3つの制度とは、

- ・少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度(法令 133)
- ・一括償却資産の損金算入制度(法令133の2)
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例(措法 67 の 5)

いずれも取得価額10万円未満の減価償却資産が改正の対象となっています。

ただし、"通常の事業活動等の中で行う貸付け"については、「主要な事業として行われる貸付け」に該当し、これまで通り上記の制度を適用することができます。

「主要な事業として行われる貸付け」には、基本的に、同改正の契機となった節税・租税回 避等を目的に行う貸付以外の貸付け等が該当します。つまり、"通常の事業活動等の中で行 う貸付け"であれば、これまでどおり、同制度等を適用できることとなります。

各制度の適用対象となる「主要な事業として行われる貸付け」の具体例には

- ① グループ経営の一環として行う資産の貸付け等。子会社に資金がないことなどを理由 に、親会社が資産(事務機器等)を購入し、その資産を子会社に貸付けるケース
- ② 下請け企業等の取引先に資産(工具等)を貸し付けるケース。中小企業投資促進税制に 係る租税特別措置法関係通達 42 の 6 - 8 〈貸付の用に供したものに該当しない資産 の貸与〉を参照
- ③ 通常の事業活動等の中で資産を貸し付けるケース。節税。租税回避等を目的に行う貸付は対象外
- ④ 不動産賃貸業者等が賃貸物件等に付随して資産(家具等)を貸し付けるケース

*資産の貸付け後に譲渡人等がその資産を買い取り、またはその資産を第三者に買い取らせることをあっせんする旨の契約が締結されている場合で、その賃借料と買取価額の合計額が取得価額のおおむね90%超の場合における貸付は、上記「主要な事業として行われる貸付け」に該当しません。